

(別紙 3)

村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果

提出された意見の概要及びそれに対する村上市空き家等対策計画策定委員会の考え方について、次のとおり公表します。

【提出された意見の集計結果】

案件の名称	村上市空き家等対策計画〔案〕	
意見提出期間	平成31年2月19日 ～ 平成31年3月11日 (21日間)	
意見の提出者数	1人	
意見の提出件数	2件	
意見の受付状況	持参	人
	郵送	人
	ファクシミリ	人
	電子メール	1人

【意見の概要とそれに対する村上市空き家等対策計画策定委員会の考え方】

No	意見の概要	意見に対する村上市空き家等対策計画策定委員会の考え方
1	<p>●空き家の管理については、「庭の手入れ」、「部屋の掃除」、「空気の入れ替え」、「破損箇所の簡単な修繕」などで、月1回～半年に1回の管理割合が多くなっています。</p> <p>●管理を行なう上で困っていることは、「居住地から空き家まで遠い」ことや「管理者等が高齢により身体的管理が難しい」こと、「手間が大変」の回答が多くなっています。</p> <p>●市に対しての要望としては、「売買や解体等の仲介業者の情報」、「解体資金の援助」が多くなっています。</p> <p>これらの結果のような声は、今後も増えると思います。今後も、？ターンやUターンの方がある一方で、遠方に永住の方や海外在住の方もいるはずで、頻回に管理に来ることが困難な方にも、管理責任を遂行してもらうために、できれば地元市内の業者や人材を活用して、管理委託してもらうようなサービスがあると管理不全の予防になるのではないかと考えます。地元の中小企業の産業振興にもなるような仕組みでできると望ましいのではと考えます。関係する民間団体等で検討してもらえないものでしょうか。そのようなことが可能ならば、遠方に居る所有者が、管理委託する事が出来るような機関の情報紹介や相談も可能である事を通知に明記すると、良心的な所有者にとっては、対応がしやすいのではないのでしょうか。</p> <p>そうした検討が、計画されることを提案します。</p>	<p>空き家の管理業務については、既に取り組を行っている業者もございますが、関係団体と協議しながら、今後、空き家等対策計画に基づく取り組み等において参考とさせていただきます。</p>
2	<p>空き家の管理対応がされていると、外観でおおよそ判断できるとは思いますが、中にはかなり古い建物で、管理中かどうか不明な感じの建造物もあります。多くは近隣が承知して対処しているのでしょうけれども、通行中に見かける空き家らしき建造物で、チラシ等が郵便受けから溢れているのを見かける事があります。どのように判断したらよいのか迷う事があります。管理されているのか、たまたま留守期間が長いのか、判断できません。そうした経験から、空き家の管理か否かが確認できる物には、何かマークのような物があると、防犯面でも、人が出入りしているという認識を与えるのではないかしらと考える事があります。このような検討も計画に提案します。</p>	<p>管理されている空き家物件に表示（マーク）することについては、所有者等の承諾や防犯上の観点から、慎重な対応が必要かと思われまますので、今後の検討課題とさせていただきます。</p>